



## 予約保証

### 1 保証対象者

下記のすべての要件を満たす中小企業者

**コツも子エック!!**

将来的に発生するかもしれない緊急の資金ニーズに対応するため、予め保証付融資枠を確保するための制度です。

### 2 資格要件

同一事業歴3年以上かつ申込金融機関との与信取引が1年以上あるもの。  
(ただし、以下のいずれかに該当するものを除く)

**コツも子エック!!**

決算書がないもの等(中小企業信用リスク情報(CRD)登録できないもの)は対象外となります。

- (1)保証料率区分「1」(信用ランク最下位)に該当するもの
- (2)創業者(事業開始後初年度のため、決算期末到来のもの)
- (3)個人で貸借対照表を作成していないもの(白色・青色申告を問わない)
- (4)法人成り、個人成り、事業継承、新設合併会社、新設分割会社等で事業開始後初年度のため、決算期末到来のもの
- (5)連帯債務者

### 3 保証限度額

2,000万円以内  
(小口零細企業保証制度を利用する場合は500万円以内)

### 4 資金使途

原則、運転資金※旧債決済資金は対象外

### 5 保証期間

事業資金:5年以内  
(小口零細企業保証利用の場合は7年以内。ただし運転資金は5年以内。)

### 6 その他

※信用保証書発行後、貸付実行までの間に、次に定めるいずれかの事由が生じたときは貸付が行われません。

- (1)申込人が、本制度に係る信用保証書を発行した信用保証協会の業務区域内において事業を行わないこととなったとき。
- (2)申込人に対する債権について、延滞もしくは事故報告書の提出事由が生じたとき。(申込金融機関の債権の他、他金融機関の債権も含む)
- (3)信用状況の著しい悪化等により、申込金融機関が貸付を行うにつき適当でないと判断し、信用保証協会に対して申入れをしたとき。(信用状況の著しい悪化等(債権者区分の変更。反社会团体の介入や経営者の逮捕等))
- (4)信用保証協会が申込金融機関に対して申入れをしたとき。(他金融機関の延滞情報等が入ってきて、信用保証協会から申込不可と判断したときなど。)

※予約期間は365日です。(信用保証書の有効期間)

※通常の保証料率より1区分高い料率を適用します。

※併用利用可能な制度は、小口零細企業保証(全国小口)のみです。